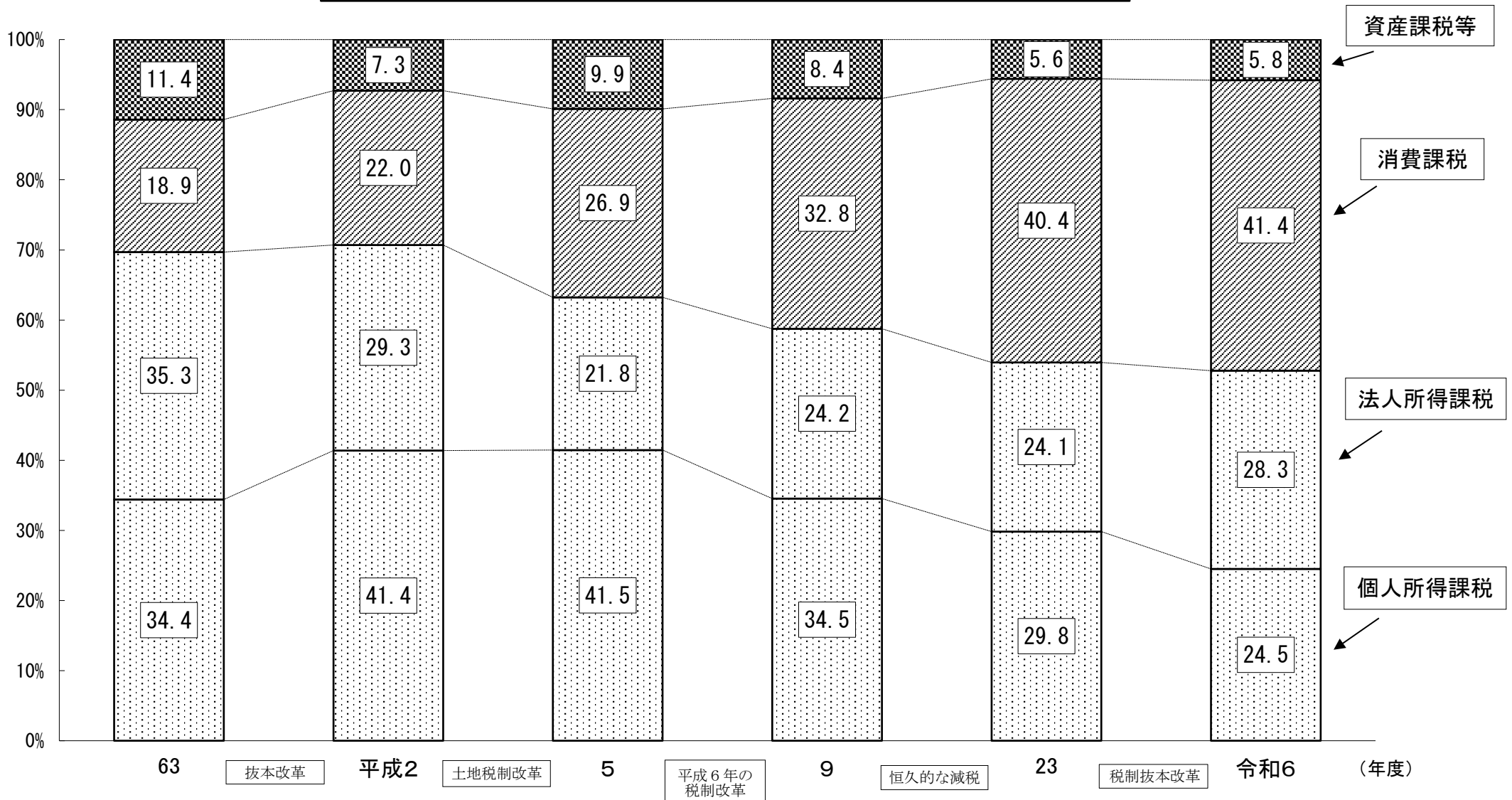


# 所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税)

各税目を個人所得課税、法人所得課税、消費課税、資産課税等に分類した上で、その税収が総税収(国税)に占める割合を表しています。



(注) 1. 平成23年度までは決算額、令和6年度は予算額による。  
 2. 所得課税には資産性所得に対する課税を含む。